

応用統計学会会則

総 則

- 第1条 本会は応用統計学会（Japanese Society of Applied Statistics）と称する。
- 第2条 本会は1981年7月1日に設立された学会である。
- 第3条 本会は公益財団法人統計情報研究開発センター（東京都千代田区神田神保町3丁目6番 能楽書林ビル5F）内に置く。
- 第4条 本会は応用統計学の研究、発展、普及と研究者、技術者相互の連絡、協力を促進するとともに、外国の研究団体との交流を図ることを目的とする。
- 第5条 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 研究発表会、講演会、その他の研究集会の開催。
 - (2) 会誌、研究報告書、その他の資料の発行。
 - (3) 内外の関連学会との連絡、協力。
 - (4) その他の必要な事業

会 員

- 第6条 本会の会員は次の種別より成る。
- (1) 正会員 応用統計学に関心をもつ個人で、会費年額5,000円を納めるものとする。
 - (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、その事業を後援し、会費一口以上を納める法人および団体とする。ただし、一口は年額20,000円とする。
 - (3) 学生会員 応用統計学を研修している学生で、会費年額2,500円を納めるものとする。
 - (4) シニア会員 満65歳以上、あるいは満60歳以上で定職を持たない会員。会費は正会員の半額とし、会誌は送付しない。
 - (5) 名誉会員 満65歳以上で、本学会に貢献があった会員とする。正会員10名以上の推薦を必要とし、会費を徴収しない。
- 第7条 本会に入会しようとする者は、入会申込書に、次の各号に掲げるものを添えて提出し、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 正会員、賛助会員の場合は1年分の会費。

(2) 学生会員の場合は1年分の会費と正会員または名誉会員1名の推薦.

第8条 会員で退会しようとするものは、理由を付して退会届けを提出し、理事会の承認を受けるものとする。

第9条 会費を滞納した会員は、理事会の決議を経て、これを除籍することができる。

第10条 既納の会費はいかなる理由があってもこれを返還しない。

第11条 会員は、その種別に従って、次の権利を有する。

(1) 正会員、学生会員

1. 会誌の配布を受ける。
2. 会誌に投稿する。
3. 研究発表会、講演会などに出席し、研究発表並びに討論を行う。

(2) 賛助会員 会誌2部の配布を受ける。

(3) 名誉会員 正会員と同等の権利を有するが、会誌の配布を受けるには、別途費用の負担を伴う。

総 会

第12条 総会は、毎年1回開く通常総会および必要がある場合に随時開く臨時総会であり、会長がこれを召集する。

第13条 評議員会、または、正会員および名誉会員の20分の1以上から、議案を添えて総会招集の請求があったときは、会長は3ヶ月以内にこれを招集しなければならない。

第14条 次の事項は総会において承認されなければならない。

- (1) 事業計画および収支予算の議決に関する事項。
- (2) 前年度事業報告および収支予算の承認に関する事項。
- (3) 役員の選任報告に関する事項。
- (4) そのほか理事会が必要と認めて付議した事項。

第15条 総会は正会員および名誉会員の10分の1以上が出席しなければ開会することができない。ただし、委任状により表決権を委任した者は、出席とみなす。

第16条 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

評議員会

第17条 本会に評議員会を置く。評議員会は評議員をもって組織する。評議員は定員25名以上33名以内とする。

第18条 評議員会は、年1回以上開く定例評議員会および必要ある場合に隨時開く臨時評議員会であり、会長がこれを招集する。

第19条 評議員10名以上、または、正会員および名誉会員の10分の1以上から、議案を添えて評議員会招集の請求があったときは、会長は30日以内にこれを招集しなければならない。

第20条 次の事項は評議員会において審議されなければならない。

- (1) 総会に付議する事項。
- (2) 総会から委託された事項。
- (3) 予算の超過または予算外の支出に関する事項。
- (4) 諸規則の制定および改廃に関する事項。
- (5) その他理事会が必要と認めて付議した事項。

第21条 評議員は、正会員または名誉会員の中から選挙によって選任する。

第22条 評議員の任期は2年とし、重任を妨げない。評議員は、任期が満了しても後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

第23条 評議員会の議長は、会の互選にする。

第24条 評議員会は、評議員現在数の過半数が出席しなければ開くことができない。第15条ただし書き、および第16条の規定は、評議員会に準用する。

役員

第25条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

(3) 理事 16名以内

(4) 監事 2名

第26条 役員の選任は次のように行う.

(1) 会長, 副会長は正会員または名誉会員の中から選挙によって選任する.

(2) 理事は正会員または名誉会員の中から評議員会が推薦し, 総会の承認を受けて選任する.

(3) 監事は評議員会で互選し, 総会の承認を受けて選任する.

第27条 役員の任期は2年とし, 重任を妨げない. 役員は任期が満了しても後任者が就任するまではその職務を行うものとする. 役員に欠員を生じた場合は, 本会則の手続きにより補充することができる. ただし, 後任者の任期は前任者の残任期間とする. 役員は, 特別の事情のある場合には, その任期中であっても評議員会の議決により, 会長がこれを解任することができる.

第28条 会長は本会を代表し, 会務を総理する.

第29条 副会長は会長を補佐し, 会長に事故があるとき, または欠けたときはその職務を代行する.

第30条 理事は, 会長の命を受け会務を掌握する.

第31条 監事は会務を監査する.

理 事 会

第32条 理事会は, 会長, 副会長, 理事をもって組織し, 必要に応じ隨時会長が招集する. 理事会の議長は会長とする.

第33条 次の事項は理事会において審議されなければならない.

(1) 総会および評議員会に付議する事項.

(2) 会員の入会および退会ならびに会員の種類の変更に関する事項.

(3) 各種委員会の設置および委員の選任.

(4) その他会務の運営に関して重要な事項

第34条 理事会は, 理事現在数の3分の2以上が出席しなければ開くことができない.

第15条ただし書き、および第16条の規定は、理事会に準用する。

第35条 会務執行のため編集委員会、企画委員会、および必要に応じて各種委員会を置く。

そ の 他

第36条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

第37条 本会則は、総会において3分の2以上の議決を経なければ変更することができない。

第38条 本会の解散は総会において3分の2以上の議決を経なければならぬ。

第39条 本会則施行についての細則は、評議員会の議決を経て別に定める。